

○道路交通法に基づく自動車の使用者に対する自動車の使用制限に関する事務取扱要領の制定について（概要）

（平成13年福岡県警察本部内訓第28号）

この内訓は、道路交通法(昭和38年法律第105号)の規定に基づき、福岡県公安委員会が自動車の使用者に対する自動車の使用制限を行う場合における事務の取扱要領について、必要な事項を定めるものである。